

市県民税の前納報奨金制度が

廃止になります

平成19年3月定例市議会で、市条例の一部が改正され、市県民税は平成20年度分から前納報奨金制度を廃止することになりました。

前納報奨金制度とは、税収の早期確保や自主納税意識の向上を図るため、第1期分の納期内にその年度の税額の全額を納めていただいた場合に、3万円を限度に納付額に応じた報奨金を交付する制度です。

改正の主な理由

- 1 口座振替制度の普及などにより、納税意識の向上や税収の早期確保といった制度の一定の目的が達成されたといえること。
- 2 前納報奨金制度を利用できるのが全期前納できる人に限られ、特別徴収（給与天引）により市県民税を納税されている人は、特別徴収の制度上、前納報奨金制度を利用できない等、市県民税を納税していただく人のうち半数以上の人が前納報奨金制度を利用できないという不公平の是正のため。

厳しい財源の中で、県内の他市が次々と前納報奨金制度を廃止する中、三豊市は前納報奨金制度の存続に努めてきましたが、平成20年度から廃止することになりました。

前納報奨金の廃止により生じる財源をより多くの市民の皆さんへのサービスの向上に活用しますので、税負担の公平性と財源確保のためとご理解いただき、今後とも市税の納期内の納付をお願いします。

なお、今後の全期前納については、これまでと同様に納付書または口座振替による全期前納ができます。

また、口座振替をご利用の人で、「全期前納」から「期別」への変更をご希望の人は、三豊市税口座振替取扱金融機関（香川県農業協同組合・百十四銀行・香川銀行・観音寺信用金庫・中国銀行・四国労働金庫・香川県信用漁業組合連合会・日本郵政公社（郵便局））の窓口で受け付けています。申請の際には、口座の届出をされた印鑑と、口座を変更される場合は変更される通帳をご持参ください。

浄化槽設置補助の申請はお早めに！

三豊市は、水質汚濁の原因となっている生活排水を処理する合併処理浄化槽整備を推進しています。浄化槽設置を計画している人は、早めに申請してください。

浄化槽整備推進事業（市設置型）

設置管理

市が浄化槽を設置し、維持管理します。

分担金・使用料

申請時に分担金、毎月使用料が必要です。

県内各自治体の前納報奨金制度の廃止時期は、次のとおりです。

自治体名	市県民税前納報奨金廃止時期
高松市	平成17年度から
新高松市	平成18年度から
丸亀市	平成13年度から
坂出市	平成14年度から
善通寺市	平成8年度から
観音寺市	平成16年度から <small>（旧大野原町・旧豊浜町は18年度から）</small>
さぬき市	平成19年度から
東かがわ市	平成18年度から

対象区域

高瀬町・三野町の一部（詳細はお問い合わせください）

事業中止

平成20年度から浄化槽整備を浄化槽設置整備事業（個人設置型）に統一するため、浄化槽整備推進事業（市設置型）の新規設置は、本年度限りとなります。

浄化槽設置整備事業（個人設置型）

設置管理

個人が浄化槽を設置し、維持管理します。

補助金

浄化槽の人槽に応じて補助金を交付します。

対象区域

浄化槽整備推進事業（市設置型）区域と集落排水事業区域を除く区域（詳細はお問い合わせください）

申請の締め切り

平成19年11月20日（火）
（平成20年2月末までに浄化槽を設置できるものに限りです）

問い合わせ

水処理課 72・5667



問い合わせ
税務課 62・1114

三豊市福祉年金の申請について



身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳をお持ちの人に、年に一度福祉年金が支給されます。

対象者

- ・平成19年7月1日以前の1年以上、三豊市内在住であること
- ・在宅で生活をしていること（障害者施設、老人ホーム等入所者は対象となりません）

転出入・死亡等により支給に制限があります。

支給額

障害の種類や程度または年齢により支給額が異なります。

65歳以上の人は支給年金額の半額を支給します。

身体障害者手帳

級	身体障害者	身体障害児
1級	12,000円	14,000円
2級	10,000円	12,000円
3級	10,000円	12,000円
4級	8,000円	10,000円
5級	8,000円	10,000円
6級	8,000円	10,000円

療育手帳

区分	知的障害者	知的障害児
Ⓐ	12,000円	14,000円
A	10,000円	12,000円
Ⓑ	10,000円	12,000円
B	8,000円	10,000円

精神障害者手帳

1～3級	12,000円
------	---------

65歳以上の人は支給年金額の半額を支給します。

申請

福祉年金の給付を受けるには申請が必要です。今までに申請された人は再度の申請は必要ありません。新規に手帳を取得された人には申請書をお送りしていますので、申請書と各手帳、振り込み先の通帳をお持ちのうえ、各支所市民サービス課で手続きをしてください。

なお、昨年申請していない人も、今年申請することができます。支給は12月中旬に指定の口座に振り込みます。現金でのお渡しはできませんのでご注意ください。

問い合わせ

障害福祉課

62・11127

特別児童扶養手当のご案内



特別児童扶養手当は、児童の健全な成長を願って、身体や精神に障害のある児童を育てている人に支給される手当です。

支給資格者

20歳未満で、身体または精神に重度または中度以上の障害をお持ちのお子さんを監護している父もしくは母、または養育者。

支給できない場合

児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき

児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

児童が児童福祉施設等に入所しているとき

手当月額（平成19年4月現在）

1級 重度障害児 50,750円
2級 中度障害児 33,800円

ただし、所得により、手当の支給が停止されることがあります。

【手当を受けるには】

障害福祉課または支所市民サービス課へ必要書類を添付して、認定請求書を提出してください。

【所得状況届について】

毎年8月に「所得状況届」を市役所に提出することになっています。8月上旬に、支給資格者に、所得状況届に関する通知を送付しますので、内容を確認し、手続きを行ってください。

問い合わせ

障害福祉課

62・11127

児童手当「現況届」の提出はお済みですか？

児童手当を受けている人は、毎年6月に「現況届」を提出し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかの確認を受けることになっています。今まで支給資格のある人でも、この届出をしていないと手当を受けることができなくなります。

まだ、現況届がお済みでない人は児童福祉課または各支所市民サービス課で手続きを行ってください。

問い合わせ

児童福祉課

62・11126